

安心！ 認知症 800 万人時代に備える

成年後見制度と家族信託に関するセミナー

あなたの権利や大切な財産を守り、自分らしい暮らしを過ごすために！

参加費無料
先着**50**名様
(事前申込制)

[日時] ▶▶▶ 11月21日(日) 13:30~16:00

[会場] ▶▶▶ 若宮連合自治会館 1階ホール

[申込み] ▶▶▶ 「セミナー希望」と記入の上、住所・氏名・電話番号を記入し、自治会館ポスト、または、FAXにてお申し込みください。

年齢を重ねると「認知症などによって、自身で財産の管理ができなくなったら」と不安に思うことがあるのではないのでしょうか。実際、認知症などによって判断能力が低下すると、預貯金の引き出しや不動産の管理ができなくなってしまいます。その対策として代表的なのが、「**家族信託**」と「**後見人制度**」です。

どちらも、「自分以外の人に財産の管理を任せる」制度ではありますが、その性質は異なります。

家族信託か成年後見か、それとも任意後見を選ぶべきかは、その人が置かれた状況によって異なります。

それぞれ、管理方法や権限が異なりますので、財産の内容や希望によって使い分けることが大切です。

知っているのと知らないのとでは大違い！まずは、将来に備えて、一緒に学びましょう！

《講師》

● 家族信託 ●

- 有限会社市原土地建物センター
- 河西 慶 氏

● 成年後見制度 ●

- 社会福祉法人市原市社会福祉協議会
- 魚本 真理 氏

お申込み
お問い合わせ

若宮団地まちづくり協議会

TEL・FAX

0436-42-3099